

24. 近畿大学工学部同窓会規約

最近改正 令和3年10月23日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、近畿大学工学部同窓会と称す。

(本部、支部および学生会)

第2条 本会は、本部を近畿大学工学部内におき、必要に応じ支部を各都道府県におくことができる。なお、本部には事務局を置く。

2 職域、職種、学科、在学生等の会員が組織する団体で届出のあった場合は、幹事会の承認を経て支部または学生会として登録することができる。

3 支部および学生会に関する事項については、近畿大学工学部同窓会規約細則（以下「細則」という）をもって定める。

(目的)

第3条 本会は、会員と大学が緊密なる連携を保ち、在学生の学生活動の支援と会員相互の研鑽および親睦をはかり、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備と刊行
- (2) 同窓会報の刊行
- (3) 会員相互の親睦活動
- (4) 在学生の課外研究活動の助成
- (5) 近畿大学校友会との連携協力
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員（卒業生会員）
 - ① 近畿大学工学部を卒業した者
 - ② 近畿大学大学院工業技術研究科ならびにシステム工学研究科を修了した者及び博士後期課程の所要単位を修得した者
- (2) 準会員（在学生会員）
近畿大学工学部に在学する者
- (3) 特別会員（教職員会員）
 - ① 近畿大学工学部専任教職員として在職する者
 - ② 近畿大学工学部専任教職員として在職していた者

(会 費)

第6条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、次の通りとする。

正会員は、終身会費として10,000円

3 既に納入した会費は、いかなる事由があっても返還しない。

4 会費の改定は、常任幹事会の議を経て幹事会において行うことができる。

(会員の権利および義務)

第7条 会員は、本会の運営に参画し、正当な手続を経て本会の発展に寄与する提言をすることができる。

2 会員は、規約を遵守し、本会の名誉を傷つける行為をしてはならない。

3 会員は、住所、氏名、勤務先等を変更したときは、速やかに届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 死亡のとき

(2) 退会を申し出て、総務委員会で承認されたとき

(3) 規約に違反、または本会の名誉を傷つける行為のあった者で、幹事会の決議により除名されたとき

(表 彰)

第9条 本会に特に功労があった会員に対しては、表彰することができる。

2 表彰は、次の3種とし、総務委員会の推薦により、名誉会長が行う。

(1) 表彰状と記念品の贈呈

(2) 表彰状の贈呈

(3) 感謝状の贈呈

第3章 役 員

(役員構成および職務)

第10条 本会に次の役員をおき、その職務は次の通りとする。

(1) 名 誉 会 長 1名 本会への支援・助言をする。

(2) 顧 問 若干名 本会への支援・助言をする。

(3) 相 談 役 若干名 本会へ活動を支援する。

(4) 会 長 1名 本会を代表し、会務を統轄する。

(5) 副 会 長 3名 会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務代行する。

(6) 幹 事 長 1名 会長、副会長を補佐し、幹事を統轄する。

(7) 副 幹 事 長 1名 幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、その職務代行する。

(8) 常 任 幹 事 若干名 各種委員会の委員長として、会務を分担する

(9) 幹 事 20名以上～40名以内 幹事会を組織し、会務の執行を決定する。

(10) 事 務 局 長 1名 本会の会務を処理する。

(11) 会 計 1名 本会の経理を担当する。

(12) 会 計 監 事 2名 本会の会計を監査する。

(役員を選出方法)

第11条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉会長は、近畿大学工学部長が就任する。
- (2) 顧問は、本会に特に功労のあった会員より会長が委嘱する。
- (3) 相談役は、本会に特に功労のあった会員より会長が委嘱する。
- (4) 会長は、正会員より名誉会長が委嘱する。
- (5) 副会長は、正会員および特別会員のうちから会長が委嘱する。
- (6) 幹事は、「細則」第5条および第6条により選出し、会長が委嘱する。
- (7) 幹事長、副幹事長、常任幹事および事務局長ならびに会計は、幹事のうちから幹事会において互選し、会長が委嘱する。
- (8) 会計監事は、会員のうちから幹事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員（名誉会長、顧問、相談役を除く）の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員補充)

第13条 役員（名誉会長、顧問、相談役を除く）に欠員が生じたときは、規約第11条を準用し、補充することができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会および各種委員会の4種とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が年1回招集し、会長および幹事長が会務を報告し、承認を受ける。

- 2 会長は、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(幹事会)

第16条 幹事会は、予算、決算、事業計画およびその他重要事項について審議し、決定する。

- 2 幹事会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 会長または幹事の過半数が必要と認めたときは、会長は臨時に幹事会を招集するものとする。
- 4 幹事会の議長は、幹事長が遂行する。

(常任幹事会)

第17条 幹事会に常任幹事会をおき、予算、決算、事業計画および会務全般について審議、立案する。

- 2 常任幹事会の構成は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事および事務局長ならびに会計とし、会長が議長となる。

(各種委員会)

第18条 各種委員会は、会長の諮問機関として、総務、会員名簿、会報、支部・部会連絡の4委員会をおく。

2 各種委員会に関する事項については、「細則」に定める。
(会議の議決)

第19条 幹事会の議決は、構成員の2分の1以上（委任状を含む）が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、その他の会議についても、議決を必要とする場合は、これを準用する。

2 前項の議決に関し、委任状による行使を妨げない。

第5章 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第21条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金および資産から生ずる収入をもって支弁する。

(運営資金積立金)

第22条 毎会計年度の収入に収入超過を生じたときは、運営資金積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資金積立金より補填する。

2 前項の場合を除く運営資金積立金の使用については、幹事会の承認を得て、これを行うことができる。

(予算および決算)

第23条 本会の毎会計年度の収支予算は、常任幹事会が編成し、幹事会の承認を得るものとする。

2 本会の毎会計年度の収支決算は、常任幹事会が作成し、会計監事の監査報告および意見を付したうえ、幹事会の承認を得るものとする。

3 本会の会計に関する他の事項については、「細則」に定める。

第6章 雑 則

(規約の制定、改廃および変更)

第24条 本規約の制定、改廃および変更は、幹事会の決議を経て、総会の承認をもって行う。

(事務局)

第25条 規約第2条に定める事務局に事務担当者をおき、会議および会務の事務を処理する。

2 事務担当者は、特別会員のうちから会長が委嘱する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成2年6月22日から施行する。

2 この規約の改正は、平成10年6月27日から施行する。

- 3 この規約の改正は、平成 11 年 10 月 16 日から施行する。
- 4 この規約の改正は、平成 14 年 10 月 12 日から施行する。
- 5 この規約の改正は、平成 18 年 10 月 7 日から施行する。
- 6 この規約の改正は、平成 20 年 10 月 11 日から施行する。
- 7 この規約の改正は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。
- 8 この規約の改正は、令和 3 年 10 月 23 日から施行する。